

軽自動車税の減免について

加茂市では、一定の要件に該当する場合に、軽自動車税の全額を減免する次のような制度を設けています。

身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下、身体障害者等と表記）に対する減免

- ①身体障害者本人が運転する場合 ⇒ 本人運転
- ②身体障害者等の同一生計者が運転する場合 ⇒ 家族運転
- ③身体障害者等単身世帯で、身体障害者等を常時介護する方が運転する場合 ⇒ 介護者運転

構造変更車両に対する減免

- ①専ら身体障害者等が利用するために設計された特別仕様車
(車いすの昇降装置、車いすの固定装置、浴槽等の身体障害者等のための装置があらかじめ装備された車)
- ②上記と同等または上記に代わる機能が加えられた一般の軽自動車で、専ら身体障害者等のために利用するもの
(例えば車いすの昇降装置に代わる機能として、スロープ板や車高調整機能等のある車)

【身体障害者等に対する減免要件】

	本人運転	家族運転
利用目的・日数	制限なし	身体障害者等の通院・通学・通所・生業のために <u>賦課期日以降6か月以上継続して週1日以上または月4日以上使用すると認められるもの</u> ※複数機関の日数を合算することも可
車検証上の名義	次のいずれかに該当すること ①所有者・使用者ともに身体障害者本人 ②所有者が同一生計者で使用者が身体障害者本人(ただし、身体障害者本人が納税義務者の場合に限る) ③所有権留保付売買の車両で、使用者が身体障害者本人	次のいずれかに該当すること 1. 18歳以上の身体障害者の場合 ①所有者・使用者ともに身体障害者 ②所有者が身体障害者で使用者が同一生計者(ただし、身体障害者本人が納税義務者の場合に限る) ③所有者が同一生計者で使用者が身体障害者(ただし、身体障害者本人が納税義務者の場合に限る) ④所有権留保付売買の車両で、使用者が身体障害者 2. 18歳未満の身体障害者または知的障害者、精神障害者の場合 1の①～④または次のいずれか ⑤所有者・使用者ともに同一生計者 ⑥所有権留保付売買の車両で、使用者が同一生計者

※営業用ナンバーやリース車は減免の対象から除きます。

※上記減免の対象となる軽自動車は「身体障害者等1人に対して1台」かつ「納税義務者1人に対して1台」となります。また、普通自動車との重複減免もできません。

【身体障害者等に対する減免の対象となる範囲】

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	◎	◎	◎	◎	×	×	
聴覚障害		◎	◎	×		×	
平衡機能障害			◎		×		
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害			◎	×			
上肢不自由	◎	◎	※喉頭摘出に限る				
下肢不自由	◎	◎	◎	○	○	○	※
※「下肢不自由7級」が2以上ある場合は「下肢不自由6級」とする							
体幹不自由	◎	◎	◎		○		
幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	◎	◎	×	×	×	×	
	◎	◎	◎	○	○	○	
心臓機能障害	◎		◎	×			
じん臓機能障害	◎		◎	×			
呼吸器機能障害	◎		◎	×			
ぼうこう又は直腸の機能障害	◎		◎	×			
小腸の機能障害	◎		◎	×			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	◎	◎	◎	×			
肝臓機能障害	◎	◎	◎	×			

※ ◎：減免可能、○：本人運転に限り減免可能

※療育手帳の場合はA、精神障害者保健福祉手帳の場合は1級に限り減免可能

以上の減免要件を満たす場合は、**納税通知書（5月15日頃発送）が届き次第、納期限までに**次の書類等をそろえ、市役所税務課民税係窓口で申請手続きをお願いします。

【身体障害者等に対する減免手続き】

	本人運転	家族運転
提出書類	・減免申請書（申請時に記入可。押印必要） ・同一生計証明書（車両の所有者が同一生計者の場合のみ。市役所福祉事務所で発行。） ・納税通知書 ・納税義務者以外が申請する場合は記入、押印した委任状	・減免申請書（申請時に記入可。押印必要） ・同一生計証明書（市役所福祉事務所で発行。） ・通院等の証明書（利用目的・日数の要件を満たす旨の記載があれば、様式不問） ・納税通知書 ・納税義務者以外が申請する場合は記入、押印した委任状
提示書類	・身体障害者手帳 ・運転免許証（納税義務者のもの） ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ・納税義務者以外が申請する場合は申請者の運転免許証や健康保険証等	・身体障害者手帳等 ・運転免許証（運転する同一生計者のもの） ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード ・納税義務者または運転する同一生計者以外が申請する場合は申請者の運転免許証や健康保険証等
2年目以降の取扱い	障害の程度及び減免車両に変更のない場合は自動で継続	翌年度の納税通知書とともに送付する「減免適格申出書」を提出のうえ継続

介護者運転による減免、構造変更車両に対する減免、その他ご不明点につきましては市役所税務課民税係（TEL. 0256-52-0080 内線125）までおたずねください。